

令和4年第6回広島市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和4年6月6日(月) 開会 午後1時30分
閉会 午後2時55分

2. 場 所 東区役所3階 第4・5会議室

3. 委員定数 19名

4. 出席委員 18名

1	福島 幸治	2	鍛冶山 正照	3	己斐 潔
4	山本 香織	5	溝口 憲幸	6	梶山 正治
7	伊藤 信彦	8	岩重 隆弘	9	下谷 邦代
10	佐藤 和夫	11	沼田 聖	12	沖田 光春
13	河野 信義	14	谷口 憲	15	河野 芳徳
16	山縣 由明	17	吉田 米治	18	奥田 一成
19	児玉 一成 (欠席)				

5. 欠席委員

19番 児玉 一成

6. 議事録署名者

9番 下谷 邦代 10番 佐藤 和夫

7. 職務のため出席した事務局職員

事務局長 大畦 裕之 事務局次長 小路 和典
主幹(事)主任 平木 周二 主 事 西村 昌敏
主 事 山崎 智晴

8. 総会議事日程

・農地に係る審議事項

- (1) 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 農地法第5条の規定による許可申請について
- (3) 相続税の納税猶予に関する適格者証明申請について
- (4) 農業経営改善計画の認定に係る意見聴取について

- (5) 青年等就農計画の認定に係る意見聴取について
- (6) 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないこと（非農地）の判断について

- ・農地に係る報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の専決処理について
- (2) 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処理について
- (3) 非農地証明申請の専決処理について
- (4) 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利取得届出の専決処理について
- (5) 農地転用届出撤回の専決処理について
- (6) 相続税の納税猶予にかかる特例農地等の利用状況の確認について

- ・農政に係る審議事項

- (1) 令和5年度広島市農政に関する意見書について

- ・その他

- (1) 令和4年度第2回地区協議会の日程について
- (2) 令和4年6月の現地調査日程について

議 事

議 長（福島会長）

それでは、令和4年第6回広島市農業委員会総会を開会します。

本日、農業経営改善計画及び青年等就農計画の審議案件がありますので、関係する推進委員にご出席いただいております。

農業経営改善計画、安佐北区白木地区、堀田推進委員。同じく安佐北区白木地区、下中推進委員。安佐北区可部地区、中道推進委員。佐伯区湯来地区、木村推進委員。

農業経営改善計画及び青年等就農計画、同じく佐伯区湯来地区、加藤推進委員に出席いただいております。よろしくお願いいたします。

本日の欠席者は、19番、児玉委員です。出席者が過半数に達しておりますので総会は成立いたします。

まず、議事録署名者を指名いたします。

9番、下谷委員、10番、佐藤委員、よろしくお願いいたします。

それでは、審議に入ります。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について6件を上程します。説明をお願いいたします。

事務局（山崎主事）

議案第1号、耕作目的の農地の売買等に関する農地法第3条の許可申請6件について説明します。議案の3ページ、4ページをご覧ください。

1番は、経営規模拡大のため、申請地を取得するものです。

2番及び6番は、後継ぎである譲受人に生前贈与をするものです。

3番及び4番は、農地経営の効率化を図るため、農地交換を行うものです。なお、譲受人の一方が農地取得後に下限面積を満たしませんが、農地法施行令第2条第3号第2項農業委員会のあるに基づく農地等の交換により、かつ、交換の相手方の農地面積が交換による権利移転後も下限面積を下回らないと認められる場合という不許可の例外に該当いたします。

5番は農地を譲り受け、新規に就農するものです。ナス・キュウリ・ネギなどを栽培する旨の営農計画書が添付されています。

申請地は、農地法第3条第2項に規定する不許可の要件のいずれにも該当しないものと思われま。これらの案件は、総会で承認されますと、農業委員会の会長名で許可することとなります。

以上で議案第1号の説明を終わります。

議 長

議案第1号について、担当委員の意見を伺います。

1番、伊藤委員。

伊藤委員

7番、伊藤です。本件は、5月18日に梶山委員、それから事務局職員で現地の調査を行いました。これは、所有者が高齢で、遠隔地に住んでいます。一方譲受人は、すぐ近くに住んでおり、規模拡大して水稻を耕作するという目的で取得するものです。問題はありません。

議 長

2番、己斐委員。

己斐委員

3番、己斐です。2番は、先月5月17日火曜日に岩重委員と事務局職員とで現地の調査を行いました。親から子へ生前贈与のためということです。申請地は水稻が作付けされており、適切に管理されておりました問題はありません。

議 長

3番及び4番、沖田委員。

沖田委員

5月17日に沼田委員、事務局職員と現地調査を行いました。この案件は、お互いの農地を交換するというもので、同じ面積の交換ではありませんが、きれいに管理されており、問題ありません。

議 長

5番、吉田委員。

吉田委員

17番、吉田です。5番の案件ですが、先月5月18日に奥田委員と事務局2名で現地の調査をいたしました。譲受人が外国の方ですが、農地と空き家を同時に求め、新規就農されるということです。そして土地の境界が旧公図のため詳細が不明でしたが、地籍調査済みの杭を頼りに、また近隣の方をお願いをして位置などを確認いたしました。近隣の方いわく、新規居住にあたっては、挨拶回りがあり、ご理解をされておりました。

野菜を栽培するとのことで、遊休・休耕地活用と、人口増でとても良いことであり異議ございません。

議 長

6番、奥田委員。

奥田委員

18番、奥田です。6番の案件は、5月18日に児玉委員、事務局職員と現地調査をいたしました。親から子への生前贈与であり、農地を適切に管理されており問題はないと思います。

議長

それでは、その他、ご意見等ございますか。

(委員：意見なし)

議長

意見がないようですが、許可相当と認めることに異議はございませんか。

(委員：異議なし)

議長

異議がないので、6件を許可することに決定いたします。

続きまして、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について10件を上程します。説明をお願いいたします。

事務局（山崎主事）

議案第2号、転用を目的とする農地の売買等に関する農地法第5条の規定による許可申請の10件について、説明いたします。議案の5ページ、6ページをご覧ください。

1番、2番の案件は、平成26年7月16日付けで一時転用の許可を得て転用を行い、雑種地として利用していましたが、恒久転用に変更し、今回の許可申請となったものです。転用の内容については、変更はありません。

3番、7番は雑種地への転用事案で、譲受人が申請地を譲り受け又は借り受けて、資材置場及び駐車場として利用するものです。

4番は、令和4年3月8日に3条許可を得て、家付き農地を取得する譲受人が、家及び付属の納屋の所有権移転登記時に納屋の底地の登記地目が畑であることが判明し、今回の許可申請となったものです。

5番は、議案第1号、議案番号5番と同一の申請者で、申請地を譲り受け、駐車場及び農業用倉庫に転用するものです。

6番は市街化調整区域内の分家住宅への転用事案で、開発行為の許可見込みであることを関係部署へ確認済みです。

8番から10番は、宅地造成工事規制区域内の造成を伴う資材置場への転用事案で、許可見込みであることを関係部署へ確認済みです。

申請地は全て、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、第2種農地であり、転用許可できない区域に立地する農地ではなく、また、転用の確実性があり、

被害防除措置も妥当と認められることから、農地法第5条第2項の不許可の要件のいずれにも該当しないものと思われます。

1番から5番及び7番の6件の案件は、本総会で承認されますと、農業委員会の会長名で許可することとなります。

6番は、開発行為の許可、8番から10番は、宅地造成等規制法の許可を要する案件であるため、本法を所管する宅地開発指導課との同時許可となります。

以上で議案第2号の説明を終わります。

議 長

それでは、担当委員のご意見をお伺いします。

1番及び2番、梶山委員。

梶山委員

6番、梶山です。事務局から説明がありましたが、平成26年に残土処分場ということで一時転用されておりましたが、今後も継続し、農地に戻すことはできないので今回5条許可申請がありました。特に問題はありません。

議 長

3番、岩重委員。

岩重委員

8番、岩重です。3番の案件は、5月17日に事務局職員2名と現地を確認しました。現地は河川改修工事の資材置場に隣接する休耕地でした。周囲は河川改修工事の資材置場に囲まれ、農地もなく、転用は問題ないと思います。

議 長

4番、谷口委員。

谷口委員

14番、谷口です。5月17日に事務局職員2名とで現地調査を行いました。先ほど、住居である母屋と農業用倉庫を取得され、登記の手続き中に農地であったことが判明した、と説明がありましたが、譲受人によりますと、30年前までは確認できたみたいですが、建物を見る限りでは、その倍の50年から60年前に建てられた納屋だと思います。周囲に影響は無く、問題はないと思います。

議 長

5番、吉田委員。

吉田委員

17番、吉田です。先月5月18日に奥田委員と事務局2名で現地を調査しております。譲渡人、譲受人は、先ほどの議案第1号の5番と同一であり、譲受人の新居に農機具などの駐車スペースが無いため畑の一部を利用したいということで、異議ございません。

議長

6番、奥田委員。

奥田委員

18番、奥田です。5月18日に事務局の方2名と児玉委員と現地調査を行いました。実家隣りの水田に分家住宅を建てるために使用貸借されるという案件で、宅地開発許可と同時に許可されるということで問題はないと思います。

議長

7番から10番は児玉委員ですので、欠席しておりますので事務局から説明をお願いします。

事務局（山崎主事）

児玉委員に代わって説明します。

5月18日に児玉委員と事務局で現地を確認しました。7番の申請地は、児玉委員が利用権設定により耕作していましたが、地主から事前に相談があり、今年の作付けはせず、合意解約に応じています。転用にあたっては、児玉委員と転用者が事前に話をしており、耕作に影響がない転用計画が作成されています。

8番から10番は、長い間休耕状態が続いていた棚田ですが、下の田は転用済みであり、周辺の農地への影響もありません。

いずれも問題がないため、転用について異議はないとのことです。

議長

それでは、その他、ご意見等ございますか。

（委員：意見なし）

議長

意見がないようですが、許可相当と認めることに異議はございませんか。

（委員：異議なし）

議長

異議がないので、1番から5番及び7番の6件を許可することに決定いたし

ます。なお、6番は開発行為の許可、8番から10番は、宅地造成等規制法の許可に合わせ、農業委員会会長名で許可することといたします。

続きまして、議案第3号、相続税の納税猶予に関する適格者証明申請について、1件を上程します。事務局に説明をお願いします。

事務局（山崎主事）

議案第3号、相続税の納税猶予に関する適格者証明申請について説明します。

この相続税の納税猶予の特例については、相続人が、農業を営んでいた被相続人から農地等を相続し、農業を原則20年以上継続する場合に限り、農地価格のうち農業投資価格を超える部分に対する相続税の納税を猶予する制度です。農業委員会としましては、

- ① 被相続人が農業を営んでいたか
- ② 相続人が引き続き農業経営を行うと認められるか
- ③ 申請農地等は、農業を営んでいた被相続人から相続した農地等で、適正に管理が行われているか

などを審査し、適格者証明書を交付するものです。

それでは、議案の7ページをご覧ください。今回、1件の申請があり、その内容につきましては議案に記載しているとおりです。この申請につきましては、先ほど申し上げました①～③の要件を満たしていることを確認しており、租税特別措置法第70条の6第1項の規定を受ける農地に該当します。

以上で議案第3号の説明を終わります。

議 長

議案第3号について、説明が終わりましたので、担当委員の意見を伺います。

これは私の担当ですので意見を述べます。5月17日に事務局2名と現地調査を行いました。適正に管理されておりましたので問題ないと思います。

それでは、その他、ご意見等ございますか。

(委員：意見なし)

議 長

意見がないようですが、承認することに異議はございませんか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、1件を承認することに決定します。

続きまして、議案第4号、農業経営改善計画の認定に係る意見聴取について5件を上程します。説明をお願いします。

事務局（山崎主事）

議案第4号、農業経営改善計画の認定に係る意見聴取について説明します。

令和4年5月10日付けで、広島市長より農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の認定審査にあたり、意見聴取の依頼がありました。この計画認定にあたっては、農林水産省経営局長通知による「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」に基づき、「市町村は、農業者等専門的な知識を有する者から意見を聴取することができる。」とされており、農業委員会の意見を求めてきたものです。

認定を受けるための要件は、3点あります。

第1点が、農業経営基盤強化促進法に基づき、市が策定した「基本構想」の経営指標に照らして適切であること。

第2点が、目標を達成することが確実であると見込まれること。

第3点が、農用地の効率的、総合的な利用を図る内容となっていること。となっています。

なお、御存じのとおり、農業委員会法第8条の規定により、農業委員は、認定農業者が過半数を占めるようにしなければならないとされております。

それでは、議案の8ページをご覧ください。農業経営改善計画の概要は、議案に記載しているとおりです。申請の詳細については、別冊1の資料をご覧ください。

1番の申請者は、現在、繁殖牛のゲノム育種価を調査し、そのデータを基に効果的な性判別精液を選択することで、より好成績を見込める子牛の生産及び繁殖雌牛の育成を行っています。これを今後も継続し、より市場価値の高い子牛を生産します。作業については、後継者と作業分担をしており、交代で休日を確保することで、年間労働時間〇〇時間、年間所得〇〇円を目指す計画を立て、申請するものです。

2番の申請者は、現在、ハウスで主にピーマンの栽培に取り組んでおり、今後もピーマンを栽培し、初期投資した資材の活用を行います。また、堆肥の施用や土壌分析結果に基づく施肥設計を行い、収量・品質の維持・向上を図っており、引き続き、土壌分析に基づく土づくりに取り組み、指導機関等から積極的に情報を収集し、栽培に活かします。生産規模の維持のため、引き続き雇用により、労働時間を維持することで、年間労働時間〇〇時間、年間所得〇〇円を目指す計画を立て、申請するものです。

3番の申請者は、現在、ハウスで葉物野菜を中心に栽培を行っています。野菜調整機によりハウレンソウの調整作業の効率が上がり、土づくり等の栽培作業への適切な労力配分を行うことにより、高品質化に努めます。次男が就農したことにより、キュウリの栽培を施設に加え露地も増やし、経営所得の増大を図ります。次男が経営に加わったことにより、家族全体での作業を見直し、休日制が取れるように改善することで、年間労働時間〇〇時間、年間所得〇〇円を目指す計画を立て、申請するものです。

4番の申請者は、現在、性判別精液を使用して能力の高い自家産後継牛を安定的に生産し、低泌乳牛の淘汰・更新を進めています。今後も牛群改良を進め、一頭当たりの搾乳量の増加を図ります。また、F1の出荷頭数を増やすことで、子牛販売額を増加させます。現在、飼料価格の高騰による経費上昇を抑えるため、ヘルパーの利用を月2回にしていますが、家族内での労働分担を行い、交代で休みがとれるようにする

ことで、年間労働時間〇〇時間、年間所得〇〇円を目指す計画を立て、申請するものです。

5番の申請者は、現在、性判別精液を使用して能力の高い自家産後継牛を安定的に生産し、低泌乳牛の淘汰・更新を進めています。今後も性判別精液を用いた牛群改良を図るとともに、飼養管理技術の改善を行い疾病による事故を減らし、安定的な生乳生産を行います。また、黒毛和種受精卵移植を行うことで、市場価値の高い子牛を生産します。現在、飼料価格の高騰による経費上昇を抑えるため、ヘルパーの利用を月2回にしていますが、家族内での労働分担を行い、交代で休みがとれるようにします。今後は後継者への経営移譲を視野に入れ徐々に仕事の中心的役割をシフトさせていくことで、年間労働時間〇〇時間、年間所得〇〇円を目指す計画を立て、申請するものです。

以上で議案第4号の説明を終わります。

議 長

議案第4号について、事務局の説明が終わりましたので、担当推進委員のご意見をお伺いします。

1番、堀田委員。

堀田推進委員

安佐北区白木地区を担当しております農地利用最適化推進委員の堀田です。どうぞよろしくお願ひします。

1番の申請ですが、5月26日に岩重農業委員とともに〇〇牧場を訪問し、お話を伺いました。

申請者は、畜産農家として過去40年来の実績がありますが、申請者自身も高齢化により事業規模拡大は難しいという話でした。現在の施設の維持管理を適切に行い、現状維持で今後とも事業を継続していきたいというご意向です。

経営内容は、親牛21頭を継続的に飼育しており、現在育成牛3頭を親牛として育て上げるとともに、新しく生まれた子牛の中から優秀な3頭を随時循環して育成牛として育てていくということでした。また、継続的に子牛の育成を図りながら、市場に年間18頭の子牛出荷を目標として生産に努める計画です。

堆肥は、地元の野菜農家へ販売を行っており、今後も継続していきたいということでした。

また、コロナ禍が続く中、牛肉消費の低迷、付加価値の下落、またロシアの戦争等により飼料価格が非常に高騰しており、非常に経営的には厳しいが、頑張っていきたいというご意向でした。

コロナ禍の中で40年来の実績を踏まえながら、今後も生産を続けていかれるものと確信しており、私共も応援したいと思っています。

議 長

岩重委員からもご意見があればお願いいたします。

岩重委員

8番、岩重です。申請者は、長年にわたり白木町で畜産農家として活躍をされています。今後は、規模拡大ではなく、現状を維持して、体にも無理のない規模で出来る限り長く続けていきたいとのことでした。そのようなお話を聞き、この改善計画書はそのような内容となっているもので、問題はないと思います。

議 長

2番、下中推進委員。

下中推進委員

安佐北区白木地区を担当しております農地利用最適化推進委員の下中です。本日はよろしくお願ひします。

2番ですが、5月23日、己斐農業委員とともに申請者の農園を訪問し、お話を伺いました。申請者は現在40歳で、〇〇農園で約2年半研修し、13年前に独立し、就農しました。〇〇農園は「ここを任すからやれ」というやり方なので、それで独立し、4年くらい前からある程度まとまった農地を求めて、ほ場整備地で経営をしています。

経営形態は施設野菜でハウスで生産を行っています。

出荷先は、今後契約栽培の割合を増やしたい、と言われてましたが、全農や学校給食へも出荷されています。

課題としては、地域性があるのかもしれないのですが、募集をしてもパートの方がなかなか集まらず、自分達でなんとかやっているが、自分達でやると効率が上がらないとのことでした。

今後の意気込みとしては、生産の初期投資もほぼ終わり、安定供給、安定生産ができる状態にまでなったので、可能な限り経費を抑えて、所得率を上げたい。数字で言うと、所得率30%から45%程度に上げて、内容充実の方を目指していきたいということでした。

他には、ほ場が直接河川に面しており、ボーリングはせずに河川から水中ポンプで吸い上げています。

規模拡大については、いいところがあれば出来れば隣接したところであればしたいが、なかなか難しいと言われていました。

地元といたしましても申請者を応援しており、今後も応援していきたいと思っております。この改善計画の更新について問題はありませんので、よろしくお願ひします。

議 長

己斐委員からもご意見があればお願ひいたします。

己斐委員

3番、己斐です。先ほど下中推進委員から説明がありましたが、現状の面積を増やすということは無理なので、現状を維持するということです。また、初期投資の回収を早めに済まして、年間500万の目標を持って頑張りたいということでした。

議長

3番、中道推進委員。

中道推進委員

安佐北区可部地区を担当しております農地利用最適化推進委員の中道です。本日はよろしくお願ひします。

5月31日に申請者の自宅を訪問して色々話を伺いました。今回、申請者の自宅を訪ねたのは、毎年認定農業者の意向調査をしており、令和2年、令和3年と申請者のほ場に行きましたが、申請者はここ数年体調不良で、申請者には会えず、息子さんから聞き取りをしていました。それで、申請者の自宅を訪問しました。

申請者は昭和54年の3月に農業高校を卒業し、早速4月から就農し、現在まで約44年間農業経営をされています。

先ほど言いましたが、申請者は4、5年前から体調を崩されて病氣療養されていましたが、最近はかなり体調が回復してきているとのことでした。

農業経営については、2年前に次男が農業大学を卒業後に申請者の指導を受けながら、農作業に従事されています。次男は、農業に対して大いに興味を持ち、農業経営を引き継ぐために、農業大学に在籍されたようです。現在は次男が主に農作業に従事されていますが、出荷調整などの作業は申請者のお母さんや奥さんもされ、家族で取り組んでいます。

ほ場は自宅の近くと自宅から少し離れた標高300mぐらいの山あいの地区の2か所にあります。山あいのほ場にはビニールハウスが計12棟あり、チンゲンサイ、コマツナ、ホウレンソウ、ミズナ、そして赤シソ等葉物野菜を栽培し、約2反7畝の露地ではホウレンソウを栽培しています。自宅近くのほ場は約1反あり、露地でキュウリ、ホウレンソウを約6畝ほど栽培され、残りの3畝を家庭菜園として使用されています。

出荷先については、野菜出荷組合として契約栽培をされており、地域のスーパー等へ出荷されています。

今後の意向は、現在のところ、規模拡大の予定は無く、現状維持の経営をし、3、4年後には次男に経営移譲することを考えているとのことでした。また、山あいのほ場に約2反5畝の遊んでいる農地があるので、今後、耕作したいと次男は思っており、申請者もそのように考えているようです。

以上のことから、農業経営改善計画については問題は無く、今後とも申請者を応援していきたいと思ひます。

議 長

それでは沖田委員からの意見があればお願いします。

沖田委員

申請者は、ハウレンソウの下葉処理機を近頃購入されて、品質の向上に役立
てていました。

次男は、申請者の奥さんにそっくりで、柔らかい印象の好青年であり、また
大学で農業を勉強されているので、今後期待できると思います。

議 長

4番、木村推進委員。

木村推進委員

佐伯区湯来地区を担当しています、農地最適化推進委員の木村です。本日は
よろしく願いいたします。

先月5月30日に吉田委員とともに申請者の牧場を訪問し、お話を伺いまし
た。

申請者は、父の後を継ぎ、昭和47年に就農し、経営規模拡大を図りながら、
今年で50年目を迎えます。

申請者の経営形態は、現在、乳牛35頭、育成牛8頭を飼養し、長年牛飼
い一筋に頑張ってきた。平成元年には湯来町に26戸の酪農家がありま
したが、高齢化や多頭化経営に押されて、現在は申請者を含め5戸の酪農家と
なっています。生乳は地元の乳業メーカーに出荷し、乳業メーカーの創業者の
理念、「乳づくりは草づくりから」を基に、本物の牛乳を消費者に届けたいとい
う思いで経営を営んでいます。今、抱えている課題は、何と云っても堆肥の処
分です。対処方法としまして「ひろしま活力農業」経営者育成研修を修了した
新規就農者が、湯来地区にも少しずつ参入しており、これらの方に利用促進を
図っていききたい。経営規模は現状維持で体の続く限り生涯現役でいたいとのこ
とです。夢は、リタイアするまでに広島県畜産共進会でグランドチャンピオン
を取るのだそうです。地元としても、申請者を応援しており、今後も応援し
ていききたいと思います。この農業経営改善計画の更新について、問題はありま
せん。

議 長

吉田委員からもご意見があればお願いいたします。

吉田委員

今、木村推進委員からの意見に重複しますが、申請者は50年の酪農家で、
酪農家として、本当に50年ご苦労されたなと思います。

申請者は、ひとつ心配事があり、それは後継者がいないことです。地元の乳業メーカーへの生乳の出荷量が下がるのではないかと、私ども心配しており、これからも、後継者に繋がる方があれば、協力していきたいと思っています。

議 長

5番、加藤推進委員。

加藤推進委員

私は佐伯区湯来地区の担当をしております農地利用最適化推進委員の加藤です。本日はよろしくお願ひいたします。

先日6月3日に吉田農業委員と申請者を訪問し、お話をお伺いしました。

申請者は、約半世紀にわたり酪農経営をされ、現在、非常に厳しい時期に来ているのではないかとおっしゃっていました。それは、ウクライナとロシアの戦争により、おそらく、飼料等の変な高騰があるのではないかと非常に心配をされておりました。そうした中、現在は性判別精液、黒毛和種受精卵移植等で後継牛の選抜をしておられ、これからも積極的に取り組んでいくということでした。

申請者を訪問した時は、本当に忙しい中、話を聞きました。何故かと言いますと、ちょうど地元の酪農家総出で牧草の収穫の真っ最中でした。大変、忙しい時期にお伺いして申し訳なかったです。申請者は全国的に後継者不足の中、息子さんが帰って来られ、数年前から後継者として、日々申請者と一緒に経営に取り組んでいることを私も知っており、非常に心強く思っています。

これからも、地元としても申請者を応援し、後継者に経営を引き継がれるよう望んでいるところです。

農業経営改善計画の更新については何も問題ありませんので、よろしくお願ひいたします。

議 長

吉田委員からもご意見があればお願ひいたします。

吉田委員

加藤推進委員の意見のとおりで、特にありません。

議 長

それでは、その他のご意見、ご質問等ございますか。

(委員：意見なし)

議 長

意見がないようですが、「意見なし」と、市長に回答することにしてよろしいでしょうか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、5件を「意見なし」と市長に回答することに決定します。続きまして、議案第5号、青年等就農計画の認定に係る意見聴取について、1件を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局（山崎主事）

議案第5号、青年等就農計画の認定に係る意見聴取について説明いたします。

令和4年5月12日付けで、広島市長から、農業経営基盤強化促進法に基づく青年等就農計画の認定審査にあたり、意見聴取の依頼がありました。この計画認定にあたっては、広島市青年等就農計画認定要領に基づき、関係機関への意見聴取により審査を行うものとされており、農業委員会の意見を求めてきたものです。

認定を受けるための要件は、2点あります。

第1点が、農業経営基盤強化促進法に基づき、市が策定した「基本構想」の経営指標に照らして適切であること。

第2点が、目標を達成することが確実であると見込まれること。となっています。

それでは、議案の10ページをご覧ください。青年等就農計画の概要は、議案に記載しているとおりです。申請の詳細については、別冊2の資料をご覧ください。

申請者は、当初は、ナス、ニンジン、タマネギの栽培を行い、土壌改良に力を入れ、緑肥栽培等により土壌中の微生物性を豊かにし、土壌の団粒化を図ることで安定した生産に繋がります。また、管理機等の機械の導入により、作業の省力化及び効率化に取り組むことで、規模拡大を図ります。販売については、当面は直売所やJA全農直販への出荷を基本に行い、生産力をつけて、市場出荷や学校給食への安定した長期出荷ができるように努めます。

以上により年間の労働時間〇〇時間、農業所得〇〇円を目指す就農計画を立て、認定を受けようとするものです。

以上で議案第5号の説明を終わります。

議 長

それでは、担当推進委員のご意見をお伺いします。

1番、加藤推進委員、お願いします。

加藤推進委員

6月3日に吉田農業委員と一緒に訪問し、申請者にお話をお伺いしました。

今年4月から新規就農され、露地野菜の経営をされており、ハウスでの栽培は、今のところまだ考えていないということでした。

申請者は、大学を卒業後、廿日市市の農園で1年間研修を受けられました。

その後、就農地として規模拡大ができるのではないかとということで、現在の就農場所である、この地区が最適と思い、決断したと言われました。私もほ場のほうにも行きましたが、そこで一生懸命、暑い中、農作業をされていました。自宅周辺にもほ場があり、10a～20aくらい野菜を作っています。現在70aくらいの露地野菜を栽培しており、水稻は今のところはちょっと手が取れないので、考えていないということでした。

この若さで就農されて頑張っている姿を見て、地域の方にも協力をお願いしたところ、「あんたより早う知つとるよ。どんどん我々も応援していく。」ということを知りました。そこで一時も早く安定経営をされることを私自身も願っており、今後も応援していきたいと思います。

今回の青年等就農計画の認定については、問題ありませんので、よろしくお願いいたします。

議 長

吉田委員からもご意見があればお願いします。

吉田委員

新規就農される方には厚い支援が必要で、私も何らかの形で協力していきたいと思っています。青年等就農計画認定申請書の中に「目標を達成するために必要な措置」という項目があり、トラクターを始め、いろいろな施設や機械が記載されており、資金名が自己資金や青年等就農資金があります。自己資金は僅かで、青年等就農資金を活用したいという計画になっています。今年4月に就農し、これからどんどん機械などが必要になってくる時期ではないかと思えます。この青年等就農資金がいつになるのか。申請者にしてみれば早くしてほしいわけで、私としても早く支給してもらいたい。そうしないと、今後の作付け等にも影響が出るのではないかと思えます。

それで、事務局にお尋ねしますが、青年等就農資金はどのような状況になっているのか、わかれば教えてください。

事務局（平木主幹）

資金の方は、農政課が担当しており、こちらでは把握していませんが、この青年等就農計画が認定されれば、資金のほうも進めていくものと思います。

吉田委員

当然すぐは無理だと思いますが、いつ資金が入るのか、活力で今年度から就農する方が3人いますが、その方たちも同じだと思います。新規就農される方に資金が早く入るようお願いしたいと思います。

議 長

ありがとうございました。

それでは、その他、ご意見、ご質疑がございますか。

(委員：意見なし)

議 長

意見がないようですが、「意見なし」と市長に回答することにしてよろしいでしょうか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、1件を「意見なし」と市長に回答することに決定いたします。

続きまして、議案第6号、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの判断について、1,014件を上程します。説明をお願いします。

事務局（山崎主事）

議案第6号、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの判断についてです。

農地の利用状況調査の結果、「農地法第2条第1項に規定する農地に該当しない」と認められる土地について、非農地の判断をすることとされており、その判断基準は、農業的利用を図るための基盤整備事業等が計画されていない土地のうち、森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合、又は、周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続利用できないと見込まれる場合のいずれかに該当するものと定められています。

議案の11ページをご覧ください。申請の詳細については、別冊3の資料をご覧ください。今回、1番から14番で上程している合計1,014筆の土地は、担当の農地利用最適化推進委員及び農業委員の調査で、現況が雑木、竹等の「山林」もしくは、笹、カヤ等の「原野」であり、「農地に該当しない」と判断される土地です。

以上で議案第6号の説明を終わります。

議 長

説明が終わりましたので、担当委員のご意見を伺います。

1番から4番、梶山正治委員。

梶山委員

6番、梶山です。トータルで29筆あると思いますが、ここは引地推進委員と私で、別々に調査いたしました。公図が混乱しているところもありましたが、二人で協議しながら、29筆を調査し、山林、原野であることを確認しました。

議 長

5 番、伊藤委員。

伊藤委員

7 番、伊藤です。3 月 23 日に担当の浅元推進委員と一緒に現地を調査しました。これ以外にも数筆ありましたが、山林か、あるいは原野かというのは、ある日突然変わるのではなくて、ある意味自然改廃的に変わっていきますから、疑わしいもの、判断が難しいものは残しておきました。

ここに記載してあるものは、全て原野、山林であると判断いたしましたことを報告します。

議 長

6 番、岩重委員。

岩重委員

8 番、岩重です。6 番の 31 筆ですが、令和 4 年 3 月 15 日、3 月 23 日に奥推進委員と現地を調査しました。雑木や笹などが生えていることを確認し、山林、原野であると判断いたしました。

議 長

7 番、8 番、己斐委員。

己斐委員

3 番、己斐です。令和 4 年 3 月 23 日に世羅推進委員と現地の調査を行いました。

これは 4 筆ですが、他に 7、8 件ありましたが、先ほど伊藤委員が言われたように、疑わしいものは残しています。今回この 4 件につきましては、山林であることを報告します。

議 長

9 番、沼田委員。

沼田委員

11 番、沼田です。3 月 19 日から 26 日にかけて、地元推進委員と一緒に現地を確認し、山林、及び原野と判断をしました。

議 長

10 番から 13 番、河野芳徳委員。

河野芳徳委員

15番、河野です。10番から13番の件ですが、まず10番の8筆については、4月2日に植野推進委員と現地調査を行い、その結果、山林、原野であることを認めます。11番から13番、これはいずれも中野地区でありまして、調査の結果、山林であることを認めます。

議 長

14番、山縣委員。

山縣委員

16番、山縣です。14番について887筆について説明いたします。令和3年12月13日、令和4年1月12日、16日、19日、2月25日に藤岡推進委員と、現地調査をした結果、申請地は山林及び原野であることを確認しましたので、非農地であることをご報告いたします。

議 長

ありがとうございました。

それでは、その他、ご意見、ご質疑等ございますか。

(委員：意見なし)

議 長

意見がないようですが、非農地、つまり農地に該当しないと判断することについて、異議はございますか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、議案第6号の1, 014件を非農地の判断をすることについて決定いたします。以上で農地に係る審議事項を終了いたします。

続いて農地に係る報告事項に入ります。報告第1号から第6号の専決処理について、88件を一括して報告します。事務局から説明をお願いします。

事務局（山崎主事）

報告第1号から第6号までの専決処理について説明します。

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出、12ページから15ページの28件、及び報告第2号、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出、16ページから21ページの38件は、広島市農業委員会事務局規程第7条第2項の規定により、事務局次長が専決処理をしました。

報告第3号、非農地証明申請、22ページの5件は、担当委員と現地調査を行い、

広島市農業委員会事務局規程第7条第3項の規定により、事務局次長が専決処理をしました。

報告第4号、農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利取得届出、23ページの10件は、広島市農業委員会事務局規程第7条第5項の規定により、事務局次長が専決処理をしました。

報告第5号、農地転用届出撤回、24ページの1件、及び報告第6号、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認、25ページから26ページは、広島市農業委員会事務局規程第8条の規定により、事務局次長が専決処理をしました。

以上で報告第1号から第6号までの説明を終わります。

議 長

事務局から説明のあった報告第1号から第6号について、何か質問がございますか。

(委員：質問なし)

議 長

質問がないようですので、報告事項を終了いたします。

続きまして、議事日程5、農政に係る審議事項の議題に入ります。

はじめに、令和5年度広島市農政に関する意見書について説明をお願いします。

事務局（平木主幹）

令和5年度広島市農政に関する意見書について説明します。配付資料1ページをご覧ください。まず、1として、昨年度提出しました意見書項目と市の対応状況について、先月の市からの回答をまとめたものです。

次に配付資料の2ページの2をご覧ください。

これまで皆様からいただきましたご意見を踏まえ、骨格案について事務局で整理しました。これは確定したのではなく、検討を進めるスタートです。

まず一つ目に「農地の利活用の推進について」を挙げています。担い手不足により農地の荒廃が進む中で、省力で土地利用型である果樹栽培を、都市近郊で需要も見込めることから普及を図ろうとするものです。この果樹栽培の主体は、専業農家の副業的なものから趣味的なもの、あるいは町内会等の地域的な取り組みなど多様なものが考えられます。

二つ目に「新規参入の促進について」を挙げています。一昨年からは農地の利活用の検討を進める中で、広島市内では後継者のいない農家が非常に多く、農地についても狭小で効率的な農業が行いにくいことから、農家以外の市民の農への大規模な参入が必要だと思われる状況で、市民が農業を体験したり、食と農を学ぶ場の大幅な拡大を図り、新規参入の促進につなげようとするものです。

三つ目に「持続可能な農業の推進について」を挙げています。持続可能な開

発目標であるSDGsにおいて、持続可能な消費と生産の確保は重要なテーマとなっています。有機農業を始めとする減化学肥料・減化学農薬による農業の推進は、化学肥料の高騰が進む中で、さらに取り組むべき課題となっています。このような項目を骨格案として挙げています。今回は皆様からのご意見が例年よりも少ないため、もう少し、ご意見をいただければと思っております。既に提出いただいている方からの追加も含めて6月17日（金）までに郵送、ファックス又はEメールにて、事務局へ提出していただきますようお願いいたします。

なお、委員の方の意見をより反映していけるよう、昨年と同様、意見書検討班として、会長、会長職務代理者、各地区協議会会長等の委員のかたに本日総会終了後、残っていただきまして、意見書について話し合いの場を設けたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上で令和5年度市農政に関する意見書についての説明を終わります。

議 長

ただいま事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等はございますか。

（委員：意見なし）

議 長

事務局から、説明がありましたとおり、総会終了後に意見書の検討会がありますので、関係委員の方はよろしく申し上げます。

続きまして、議事日程6、その他事項に入ります。説明をお願いいたします。

事務局（山崎主事）

令和4年度第2回地区協議会開催日程について説明いたします。配付資料4ページ、資料2をご覧ください。令和4年度第2回地区協議会開催日程についてです。日時は、令和4年7月6日水曜日から13日水曜日の間で各地区予定をしております。内容(案)は現地調査で、利用状況調査の目合わせ、活力の就農候補地、耕作放棄地再生利用事業地、優良事例等々を予定しております。表をご覧ください。各地区毎の今年度の開催予定日時と、参考として令和2年度と令和3年度の内容、集合場所を記載しておりますので、参考にご覧ください。5ページの表の下の※印に記載しておりますとおり、内容及び集合場所について、各地区協議会で意見をとりまとめるうえ、6ページの様式に記入し、6月15日水曜日までに事務局までご提出をお願いいたします。

続きまして、令和4年6月の現地調査日程について説明します。7ページ、資料3をご覧ください。今月の許可案件等の受付締切日は6月15日（水）です。現地調査の開始時間、集合場所等については、許可申請の状況を勘案し、15日の夕方（17：15～18：00頃）に電話で調整させていただきます。現地調査日程は、16日（木）の午前は旧市、午後は安芸区、21日（火）の午前は安佐北区の可部・安佐地区、午後は白木・高陽地区、22日（水）の午前は安佐南区、午後は佐伯区を予定していま

す。許可申請の状況により、開始時間の調整をさせていただきますので、よろしくお願い致します。

以上で説明を終わります。

事務局（小路次長）

農業委員の辞令交付式及び初総会の議事進行についてご説明させていただきます。農業委員会の辞令交付式は、6月17日（金）午後1時30分から、場所、市役所本庁舎10階の市長公室で行われますので、午後1時15分までにお越しいただけたいと思います。

なお、辞令交付式は、クールビズの実施期間中でもありますので、ノーネクタイ、上着着用でご出席をお願いいたします。その後、東区地域福祉センターに移動をいただきまして、午後3時から新たな委員による初総会を行います。通常の総会とは異なった内容となりますので、事前に概要をご説明いたします。

初総会は、市長が招集いたしますので、まずは、市の担当部局の職員の進行によりまして、総会の趣旨説明及び委員、市職員及び事務局職員の自己紹介を行います。その後、議事に移りまして、まず会長の選出を行います。会長が不在の間は、広島市農業委員会会議規則第4条により、出席委員中の最年長者が臨時に議長として職務を行うこととされておりますので、この度は、会長選出までの議事は、安芸区の河野芳徳委員にお願いすることになります。市の職員は臨時議長選出後、退席いたします。

次に、会長の選出方法ですが、「農業委員会等に関する法律」第5条第2項により、委員の互選によると規定されております。具体的には、選挙（投票）による方法と、選考委員による指名推薦による方法とがありますが、どのような方法とするかは、初総会の時に委員の皆さんで決めていただくこととなります。なお、案については適宜事務局からお示しいたします。

次に、会長の決定後は、新会長に議長を引き継ぎ、会長職務代理者2名の選出となりますが、会長の選出と同様に、選出方法から決めていくこととなります。

ちなみに、前回の令和元年6月の、現在の委員の方での初総会の際には、会長、会長職務代理者とも、指名推薦によることとし、各地区協議会の区域に住所を有する委員の中から選考委員を1名ずつ選出していただきまして別室でご協議いただき、その結果、選考委員が指名した委員を会長、会長職務代理者とする事について、総会の承認を得て決定いたしました。

会長、会長職務代理者の選出後は、議席の決定、農業委員会の活動計画などに関する事務局からの説明を行いまして、総会を終了する予定です。

なお、総会終了後に、農業委員会の概要や審査基準等に関する簡単な説明及び身分証明書等に使用する写真の撮影を行います。写真撮影は、継続される委員さんも含めて全員必要となりますので、ご協力のほどをお願いします。

以上で説明を終わります。

議 長

ただいま事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等は、ございますか。

(質問、意見なし)

議 長

現農業委員の総会は本日が最後となりますが、今期をもちまして、河野信義委員、梶山正治委員、伊藤委員、沖田委員が退任されることになりました。河野信義委員は36年、梶山正治委員は12年、伊藤委員は9年、沖田委員は6年と、長年にわたり農業委員会の運営・活動につきまして、多大なるご貢献をいただきましたことを深く感謝申し上げます。

ここで、それぞれの方から一言ずつ、お言葉をいただきたいと思います。

まずは河野信義委員よろしく申し上げます。

河野信義委員

今、会長からお話がありましたように、私は30数年間農業委員を務めさせていただきました。生まれは昭和18年で、原爆の時は2歳と4ヵ月でした。原爆は安佐町飯室で、私は見たようではありますが、覚えはございません。姉は2歳上ですが、きのこ雲をよく覚えているようです。そういった時代に生まれました。

昭和60年頃に先輩の農業委員と一緒に総会へ出席をさせてもらっていました。その頃は、「農業委員会って何？」という記憶しか私の中にもありません。先輩の委員は「農業委員会はしっかりせんといけんのよ。」という話もありましたが、私にはよく分からなかった時代であります。

私は約30数年やらせていただきましたが、なかなか、これという仕事はしておりません。皆さんに助けてもらいながら、活動をしてきました。安佐地区は、現在、活力生が10数名おり、これも、随分いろいろな方と協力しながら、推進してきました。私の地区では、現在5名の活力生がいます。その中の1名は、もう10年を過ぎまして、現在、推進委員をし、元気で頑張ってくれています。

鈴張地区は谷口委員を中心に頑張ってくれており、ここにも活力生が数名おります。また、小河内地区では、当時の渡辺会長の推進により、活力生が数名います。そういったことが、私たちがやってきたことかなと思っています。

活力生は、なかなか元気があって、私が、「消防団に入ってくれよ」と相談したら、すぐに数名が消防団に入ってくれ。現在活躍しています。こういう若い人の力を期待しています。どの地域も次々と活力生が就農していただきたい。また、今になって何か大きな仕事をすれば良かったかなと思っています。

皆さん、ご協力ありがとうございました。

議 長

続きまして、梶山正治委員。

梶山委員

皆さんには、本当に大変お世話になりました。12年、過ぎてみればあっという間ですが、長かったなという気持ちもあります。私の地域は、安佐地区とは違い、認定農業者は1人しかおりません。何か農業経営そのものが、停滞していくばかりと感じております。こういった状況の中でも、皆様方が今後益々農業委員として、また本人の健康も管理しながら、活躍していただくようよろしくお願い致します。どうもお世話になりました。

議長

続きまして、伊藤委員。

伊藤委員

沼田地区の伊藤でございます。私は3期9年ほど務めさせていただきました。3期というのは皆さんと比べると恥ずかしいような期間でありましたが、私にとっては非常に貴重な体験をさせていただいた9年でした。

これから農業関係は随分変わって、厳しくなり、それによって制度も変わってくると思いますが、益々存在感のある農業委員会であって欲しいと願っております。ありがとうございました。

議長

続きまして、沖田委員。

沖田委員

6年間、農業委員としてお世話になりました。思い出に残ることと言えば、農業委員としてではなく、元総理大臣の安倍晋三さん、あの人が若い新人議員の時に二人で話しをしたことがあり、その時にいろいろと農業について説明をしたら、安倍さんは関心したり、びっくりしておられました。

皆さん、どうもありがとうございました。

議長

本当にありがとうございました。

先ほど事務局から説明がありましたとおり、6月17日（金）に農業委員の辞令交付式がありますので、午後1時15分までに市役所本庁舎10階にご参集ください。ノーネクタイ、上着着用としますので、よろしく申し上げます。次回の総会は、辞令交付式終了後に開催されます。

それでは、己斐会長職務代理者よろしく申し上げます。

己斐会長職務代理者

本日は大変長時間にわたり、ご苦勞様でございました。ありがとうございました。

した。退任されます委員の皆様には、本当に長きにわたり、色々ご苦勞をおかけしたのではないかなと思っております。今後とも農業委員会につきまして、ご支援、ご協力のほど、よろしくお願ひしたいと思ひます。ご苦勞様でございました。